

中東知的財産ニュースレター Vol. 77

◆ 目次

1. 主要トピック

UAE

- ・ UAE の商標権侵害訴訟でエナジードリンク企業が勝訴
- ・ ドバイ税関が今年上半期に処理した通関手続は 1,400 万件

サウジアラビア

- ・ サウジ知的財産総局が特許協力条約に基づく国際調査機関および国際予備審査機関に指定

トルコ

- ・ 欧州連合の法域においてトルコ特許商標庁（TurkPatent）が矢継ぎ早に地理的表示を登録

パキスタン

- ・ 知的財産の力を活用する方途を模索するパキスタン知的財産機構（IPO）

カタール

- ・ カタールが GCC 商標法を採択

GCC（湾岸協力会議）

- ・ GCC 特許庁はカタール国の特許出願受理業務の代行を再開する予定

中東全域

- ・ 世界知的所有権機関の加盟国総会で実施された様々な会合への参加状況

2. 他のトピック

UAE

- ・ ドバイ首長国の実業界に支援と活力を提供するためドバイ商工会議所が法律ウェビナーを主催
- ・ 著作権侵害レベルの大幅な低下を実現した UAE が侵害抑止の面で GCC 地域のトップを維持
- ・ アブダビ経済開発庁が知的財産エクセレンス・センターを開設
- ・ アブダビ大学がグラフェン系量子技術に関して 2 件の特許を取得
- ・ 2023 年上半期にドバイ税関が処理した知的財産関連の紛争は 194 件、発見された模倣品の点数は 1,070 万点（UAE 通貨に換算して 5,327.7 万ディルハム）

サウジアラビア

- ・ サウジアラビアにおける電子商取引の成長率は 21%
- ・ 模倣医薬品の生産者および密輸業者が狙う市場のトップとしてサウジアラビアが浮上
- ・ 2023 年上半期の「知的財産情報統計報告書」（Statistical Report on Intellectual Property Information）

トルコ

・トルコ大統領府の直轄機関であるデジタル変革局が「自動会話アプリケーションと ChatGPT の事例」(Chatbot Applications and the Exemplification of ChatGPT) と題された報告書を発表

クウェート

・国際レコード産業連盟 (IFPI) とビジネスソフトウェア・アライアンス (BSA) の評価により侵害レベルが最も高い湾岸諸国の一角にクウェートがランクイン

パキスタン

- ・知的財産関連施設に関する協議のためパキスタン知的財産機構がパキスタン国立科学技術大学 (NUST) の研究・イノベーション・商業化科を訪問
- ・知的財産権執行調整委員会が2回目の会合を開催し様々な課題について協議
- ・国際通貨基金 (IMF) のパキスタン支援が抱える諸問題と融資面で処理すべき膨大な作業

◆ ニュース

1. 主要トピック

UAE

・ **UAE の商標権侵害訴訟でエナジードリンク企業が勝訴¹**

UAE の知財当局は、万人の知的財産の保護に関して断固とした姿勢を貫いている。それゆえ権利者たちは、UAE 政府によって確立された非常に効果的な知財侵害対策のメカニズムに頼ることができる。

ごく最近に示された判決の中で、エナジードリンク「レッドブル」で知られるオーストリアの企業 Red Bull GmbH は、有名な商標「RED BULL」に関する自社の商標権を競合他社による違法な企てから守ることができた。この競業者は、商標「RED BULL」の名声と評判に便乗しようとの企図から「RED BULL」に類似した商標を登録しようとしたのである。「brand Red Bull」は UAE の登録商標である。ゆえに商標権者である Red Bull 社は、製品の特徴的なロゴ、名称、シンボルおよび意匠について排他的権利を有している。これらのロゴ、名称等は、権利者の製品を識別させ、他の製品から区別するものである。いかなる者も、オリジナルの商標と同一の商標および/または紛らわしい商標を使用/登録する権利を持たない。

問題の商標の権利者である Red Bull 社は、強力な主張を提示した上で、競業者は Red Bull 社の製品に類似した名称やパッケージングによって、自社の製品が Red Bull 社の製品または Red Bull 社が承認した製品であり、したがって Red Bull 社が提供しているメリットや品質を備えている顧客に誤認させようとしている、と述べた。

当事者の権利保護に関して妥協を許さないという UAE の姿勢と、UAE 政府の強固な指針を勘案した裁判所は、公正な考量を行った上で、競業者が意図的に採用した製品は Red Bull 社の商標および/または評判の一部を侵害しており、Red Bull 社の評判、効果的なマーケティング、大きな市場シェアを利用しようと企図したものであるとの判断を示した。

商標の模倣や紛らわしい商標の作成によって商標の不正表示を試みる企業や、競業者の製品の評判に便乗しようとする企業は、結果的に違法かつ不正な競争を現出させるが、今回の判決は、そうした企業すべてに対する警告としても役立つことになる。法の厳格な施行により、知財当局は、そのような違法な活動は UAE では許されないことを示唆しているのである。

・ **ドバイ税関が今年上半年に処理した通関手続は 1,400 万件²**

2023 年上半年に、ドバイ税関は 1,400 万件の通関手続の処理を完了した。この件数は、2022 年の同時期と比較して 10% 増となっている。事業者登録サービスは 7% の伸びを見せており、登録サー

¹ <https://www.khaleejtimes.com/business/red-bull-wins-trademark-infringement-case-in-uae> (2023.7.6)

² <https://www.dubaicustoms.gov.ae/en/NewsCenter/Pages/NewsDetail.aspx?NewsId=1943> (2023.7.23)

ビスを求める申請は 143,000 件記録されている。税関申告の手続は 1,230 万件に達しており、通関手続全体の 88%を占めている。これらの数字は、産業界における回復基調の高まりを明らかに示している。³

さらに、ドバイ税関が今年上半期に扱った知的財産関連の紛争は 194 件となっている。これらの事案には 1,070 万点の模倣品（UAE の通貨に換算して 5,327.7 万ディルハム）が関わっている。また、税関は模倣品や知的財産権侵害品のリサイクル活動を引き続き指揮しており、世界的な商標 65 種に関係する押収品 176,000 点のリサイクルに成功している。

以上のような実績に加えて、ドバイ税関は 1,059 回の押収を実施しており、税関で開始された訴訟の件数は 908 件に及んでいる。国家の経済的安定の保証、魅力ある投資環境の醸成、世界有数のビジネスと貿易の拠点としての UAE の地位の向上といった面で税関は極めて重要な役割を果たしており、以上に挙げたような活動は、そうした役割を反映するものである。

「サステナビリティの年」とされる 2023 年の年度目標と、UAE を主催国として開催予定の第 28 回気候変動枠組条約締約国会議（COP28）に歩調を合わせるかのように、税関に関わるグリーン・カスタムズ構想（Green Customs initiative⁴⁵）が国際的な協調努力の注目すべき事例となっている。この構想は、環境に有害な物品（危険な化学物質、廃棄物など）や絶滅危惧種に指定された動植物の監督、許可および管理に関して、税関の検査官や関係職員の能力向上を助けることを目的としている。

サウジアラビア

・サウジアラビア知的財産総局が特許協力条約に基づく国際調査機関および国際予備審査機関に指定⁶⁷

サウジアラビア知的財産総局（SAIP；Saudi Authority for Intellectual Property）は、特許協力条約（PCT）に基づく国際調査/予備審査機関（PCT/ISA）として認定された。つまり、国際特許出願の際に、当該出願の国際調査を実施し調査報告書を発行する当局として、出願人が SAIP を選択することが可能になったのである。

ローマは一日にして成らずというが、SAIP もまた、審査機関の認定に当たって WIPO が課している様々な基準を満たさなければならなかった。その過程で、SAIP は必要な戦略プランを開発し、達

³ <https://wam.ae/en/details/1395303179759> (2023.7.23)

⁴ <https://www.greencustoms.org/>

⁵ <https://gulfnews.com/uae/crime/green-customs---dubai-crackdowns-on-trade-in-commodities-harmful-to-environment-1.93402644> (2023.1.23)

⁶ <https://www.saip.gov.sa/en/news/2009/> (2023.7.10)

⁷ <https://twitter.com/spagov/status/1678744424149393410> (2023.7.11)

<https://twitter.com/SAIPKSA/status/1678492745122344976> (2023.7.11)

<https://twitter.com/SAIPKSA/status/1678457497969999872> (2023.7.11)

成すべき目標を設定することとなった。それと同時に、国際調査/予備審査プロセスを手際よく効果的に実施するために必要なスキルを自局の審査官に身に着けさせるため、SAIP は審査官の採用や養成に取り組んできた。こうした取組には、品質規格の実施や電子システムの開発も含まれていた。

上述した当局の取組と、その見返りとして得られた実績は、自国の知的財産制度の拡充とそれによる国家の経済発展促進のシナリオを実現するためにサウジアラビアが傾注してきた多大な努力を物語っている。

トルコ

・ 欧州連合の法域においてトルコ特許商標庁（TurkPatent）が矢継ぎ早に地理的表示を登録

トルコ特許商標庁（TurkPatent）は2023年7月20日、エドレミト産オリーブ油（Edremit Olive Oil）がEUの地理的表示として登録されたことを確認した。今年に入ってEUに登録されたトルコの地理的表示はこれが5番目であり、その登録は欧州委員会の公報上で公開された。⁸

トルコによる怒涛の地理的表示登録は、同国による知的財産登録が加速度的に成長していることを示唆している。知的財産の登録は、トルコ原産の物品やトルコの価値に与えられる重要性を象徴するものだからである。

今回の登録により、トルコからの申請に基づくEUの地理的表示の登録件数は13件に達した。

パキスタン

・ 知的財産の力を活用する方途を模索するパキスタン知的財産機構（IPO）⁹

自国の知財関連施設の拡充と技術分野における自国の進歩に向けた急速な流れの中で、パキスタンは、自国を世界標準に適合させるべきであることを認識している。

パキスタン知的財産機構（IPO；Intellectual Property Organization of Pakistan）の事務局長を務めるFarukh Amil氏は、最近パンジャブ投資貿易委員会（PBIT；Punjab Board of Investment and Trade）を訪問し、PBITの最高経営責任者であるJalal Hassan氏と会談した。この会談では、相互協力に向けた潜在的な道筋に関する協議が行われることになっていた。世界知的所有権機関（WIPO）の特許協力条約（PCT）など、知財関連のさまざまな国際条約にパキスタンが加入することが重要だ、とIPO事務局長は強調し、その一方で、そのような前進によって同国の知財部門に別の利益がもたらされることも期待できると指摘した。例えば、パキスタンで出願された特許を他の法域にも同時に登録することによって投資対象に適した地域としてのパキスタンの評価を向上させることが強く望まれているが、そのためには、パキスタンが知的財産に関して強力なエンフォースメント政策を実施していることを明らかに示す必要がある。それがパキスタンにおける一連の投資の活性化と推進につながるだろう、と事務局長は語った。

⁸ <https://twitter.com/TURKPATENT/status/1682036855724974080> (2023.7.20)

⁹ <https://ipo.gov.pk/node/2540> (2023.7.12)

別の機会に、Farrukh Amil 事務局長は IPO の地方事務所のチームを率いてラホール経営科学大学 (LUMS ; Lahore University of Management Sciences) を訪問し、「イノベーターにとっての知的財産の重要性」に関する対面式の講義を行った。¹⁰

カタール

・カタールが GCC 商標法を採択¹¹

このたびカタールは、湾岸協力会議 (GCC ; Gulf Cooperation Council) の中で GCC 商標法 (以下「商標法」という) を施行した 5 番目の国となり、同国は商標実務や国際協力の面で急速な発展を見せている。

カタールが GCC 商標法を採択したことは、知的財産権の分野では大きな意味のある画期的な出来事である。これにより、湾岸協力会議の内部における保護制度の効率化と調和化が推進されることになるからだ。

GCC 商標法は、加盟国に適用される統一的な法体系として機能するものではない。一連の規則による統一的な枠組みを提供し、この枠組みがどの加盟国についても一貫して適用されるのである。したがって、同法に基づく統一的な登録制度は存在しない。そのため、特定の法域において保護を得ようとする出願人は、その法域に対応する加盟国の商標当局に対し個別に商標登録を出願しなければならない。

カタールが GCC 商標法を採択したことによる実務面の主要な変化:旧カタール商標法と比較して特に重要な変化をいくつか以下に示す。

- 商標関連の手続全般に適用される公定料金の引上げ (2023 年 8 月 10 日以降)
- 願書提出の日から 90 日以内に出願の審査が行われる。
- 拒絶理由通知に対する応答の提出期限が 2 か月から 1 か月に短縮される。
- 公開期間 (異議申立期間) が 4 か月から 60 日に短縮される。
- 特に顕著な変更点であるが、GCC 商標法の第 2 条は色の商標、音の商標、匂いの商標を登録適格な商標に含めているため、それらの商標に識別力が伴っていれば、GCC 全域において商標登録を取得できる可能性がある。
- GCC 商標法の第 4 条は、周知商標と呼ばれる商標の保護可能性について旧法よりも明瞭に規定している。
- GCC 商標法の第 9 条(1)は、商標を一または複数の区分に登録することを明確に認めており、この規定は同法の施行規則の中でさらに詳細な形で示されている。つまり、マルチクラス出願

¹⁰ https://twitter.com/pakistan_ipo/status/1680858883127115776 (2023.7.17)

https://twitter.com/pakistan_ipo/status/1680858885635317760 (2023.7.17)

¹¹ https://drive.google.com/file/d/1wLXIGNe7lax7cnHy79ttpGHVoNvj9_BE/view?pli=1 (2023.7.23)

が可能だということである。ただし、他の湾岸諸国(すでに GCC 商標法を施行している国々)がマルチクラス出願をまだ採用していないという点に留意されたい。

結論として、GCC 商標法の採択によってより効果的な手続が約束されるということができる。現在のところ、商標出願の審査・公開や登録証の処理に要する期間はかなり長いですが、GCC 商標法によってその期間も短縮され、それによりエンフォースメントの面でも有益な効果がもたらされるだろう。今回の GCC 法の採択がカタールにとって歓迎すべき動きであることは間違いない。

湾岸協力会議 (GCC)

・ GCC 特許庁はカタール国の特許出願受理業務の代行を再開する予定¹²

GCC 特許法の改正第 1 条の改正第 1 項/5 は、ヒジュラ暦 1442 年ジュマダ 1 月 21 日 (西暦 2021 年 1 月 5 日に対応) にサウジアラビアのアル・ウラー市で開催された第 41 回首脳会議の決定に従って改正された規定である。この規定に従い、かつ、同法に定められた諸規則に従って、GCC 特許庁はカタールの特許出願受理・審査業務の代行を再開する予定である。

GCC 特許庁による業務代行のプロセスは方式審査と実体審査の両方に関わるもので、2023 年 7 月 1 日から開始される。ここで注目すべきは、GCC 特許庁が 2023 年 1 月 1 日からクウェートとバーレーンについても新規出願の受理代行業務を開始していることである。

中東全域

・ 世界知的所有権機関の加盟国総会で実施された様々な会合への参加状況

7 月 6 日～14 日にかけて開催された WIPO 加盟国総会に WIPO 加盟国 193 か国の代表が参加し、知的財産をめぐる世界情勢の動向や、国境を越えた経済・社会・文化の発展の推進を目指す WIPO の取組について協議が行われた。中東地域から発信された重要な事項を以下にまとめておく。

UAE	UAE は国内法を改正し、3 つの国際協定 (ブダペスト条約 ¹³ 、ストラスブール協定 ¹⁴ 、マドリッド国際商標制度 ^{15,16}) に加入した。
-----	--

¹² <https://gccpo.org/AboutUsEn/ShowNews?id=69> (2023.7.19)

¹³

https://www.wipo.int/treaties/en/notifications/budapest/treaty_budapest_343.html#:~:text=The%20Director%20General%20of%20the%20World%20Intellectual%20Property,and%20amended%20on%20September%2026%2C%201980%20%28Budapest%20Treaty%29 (2021.2.17)

¹⁴

https://www.wipo.int/treaties/en/notifications/strasbourg/treaty_strasbourg_75.html#:~:text=The%20Director%20General%20of%20the%20World%20Intellectual%20Property,as%20amended%20on%20September%2028%2C%201979%20%28Strasbourg%20Agreement%29 (2021.2.17)

¹⁵ https://www.wipo.int/madrid/en/news/2021/news_0026.html (2021.9.28)

¹⁶ https://www.wipo.int/about-wipo/en/dg_tang/news/2023/news_0006.html#:~:text=At%20the%20end%20of%20an%20official%20visit%20to,entrepreneurs%20can%20use%20their%20IP%20to%20secure%20financing

https://www.wipo.int/about-wipo/en/dg_tang/news/2023/news_0006.html#:~:text=At%20the%20end%20of%20an%20official%20visit%20to,entrepreneurs%20can%20use%20their%20IP%20to%20secure%20financing (2023.2.18)

	<p>イノベーションと知的財産の分野における UAE の実力は、「グローバル・イノベーション・インデックス」¹⁷等の国際的な格付けの中で同国が占めている位置から明らかである。</p> <p>さらに、UAE の国家的ビジョン「我々が UAE の 2031 年」(We the UAE 2031)¹⁹に含まれる計画は、知的財産のいっそうの成長とイノベーションを追求している。知的財産とイノベーションに重点的に取り組むことにより、世界中の才能ある人材を惹きつける最高の国家を目指すためである。</p>
<p>サウジアラビア</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. SAIP は中華人民共和国の国家知識産権局との作業計画書に署名した²⁰。この作業計画より、これら 2 つの当局は、両局間の活動の実施に寄与する適時的・実践的なプランを開発することが可能になる。 2. SAIP は韓国特許庁 (KIPO) との管理計画書に署名した²¹。KIPO との管理計画書への署名は、知財とイノベーションに関する各種の素材や特殊媒体のプロモーションに役立つはずである。 3. SAIP とシンガポール知的財産庁 (IPOS) との間で特許審査ハイウェイ (PPH) の運用が開始された。²² これにより、特許出願人は、一方の国の審査プロセスを相手方の国の肯定的な審査結果に基づいて迅速化できるようになる。このプログラムの目的は、双方の国の特許審査のステップ数を減らして迅速化し、両国間の投資を促進することである。 4. さらに、SAIP は欧州特許庁との作業計画書に署名した。これにより、サウジと EU との間でもシステムの向上が約束されることになる。^{23,24}
<p>トルコ</p>	<p>産業財産がらみの紛争解決に関する情報交換の円滑化を図るため、トルコ特許商標庁 (TURKPATENT) と WIPO との間で覚書 (MOU) が取り交わされた。²⁵ トルコの使節団は 14 の国及び団体との協議を実施し、米国²⁶、欧州²⁷等の国々の知財庁と協力協定を締結している。また、国際地理的表示見本市 (International Geographical Indications Exhibition) にもトルコ代表が参加している。²⁸</p>

¹⁷ <https://u.ae/en/about-the-uae/the-uae-government/government-of-future/innovation-in-the-uae>

¹⁸ <https://www.globalinnovationindex.org/gii-2022-report>

¹⁹ <https://wetheuae.ae/en>

²⁰ <https://twitter.com/SAIPKSA/status/1677073594550034432> (2023.7.7)

²¹ <https://twitter.com/SAIPKSA/status/1677256505085636608> (2023.7.7)

²² <https://twitter.com/SAIPKSA/status/1679513799785578501> (2023.7.13)

²³ <https://twitter.com/SAIPKSA/status/1678778382799216642> (2023.7.11)

²⁴ <https://twitter.com/SAIPKSA/status/1679227250728742913> (2023.7.11)

²⁵ <https://twitter.com/CemilBASPINAR/status/1679413741375332352> (2023.7.13)

²⁶ <https://twitter.com/CemilBASPINAR/status/1678782218184036356> (2023.7.11)

²⁷ <https://twitter.com/CemilBASPINAR/status/1677016249937850368> (2023.7.6)

²⁸ <https://www.turkpatent.gov.tr/en/news/turkpatent-organized-international-geographical-indications-exhibition-at-the-wipo> (2023.7.18)

パキスタン	パキスタン知的財産機構 (IPO Pakistan) は WIPO ²⁹ および INTA ³¹ と協議し、これら 2 つの組織とパキスタンとの相互的な協調協力の可能性を模索している。
GCC	GCC 諸国は知的財産とイノベーションに熱心に取り組んでおり、その成果として特許協力条約に基づく国際特許調査・予備審査機関として SAIP が指定される等、地域的にも世界的にも重要な実績を重ねてきた。 知的財産関連の規則を拡充し、知財の分野で世界標準に合致した教育を提供することで、より効果的な世界の知的財産制度の実現に寄与しようとしている。 ³³

2. 他のトピック

UAE

- ・ドバイ首長国の実業界に支援と活力を提供するためドバイ商工会議所が法律ウェビナーを主催 (2023 年 7 月 6 日)

<https://wam.ae/en/details/1395303175016>

- ・著作権侵害レベルの大幅な低下を実現した UAE が侵害抑止の面で GCC 地域のトップを維持 (2023 年 7 月 6 日)

<https://www.khaleejtimes.com/business/uae-software-piracy-lowest-in-region>

- ・アブダビ経済開発庁が知的財産エクセレンス・センターを開設 (2023 年 7 月 13 日)

<https://wam.ae/en/details/1395303177248>

- ・アブダビ大学がグラフェン系量子技術に関して 2 件の特許を取得 (2023 年 7 月 21 日)

<https://wam.ae/en/details/1395303179430>

<https://www.albawaba.com/business/pr/abu-dhabi-university-professor-receives-two-patents-revolutionary-graphene-based>

<https://www.khaleejtimes.com/uae/uae-professor-gets-patents-for-breakthrough-inventions-in-quantum-technology>

サウジアラビア

- ・サウジアラビアにおける電子商取引の成長率は 21% (2023 年 7 月 22 日)

<https://saudigazette.com.sa/article/634416/SAUDI-ARABIA/E-commerce-records-in-Saudi-Arabia-grows-by-21-Riyadh-region-comes-on-top?ref=rss&format=simple&link=link>

²⁹ https://twitter.com/PakUN_Geneva/status/1679916972237103104 (2023.7.14)

³⁰ https://twitter.com/pakistan_ipo/status/1681958750478041088 (2023.7.20)

³¹ https://twitter.com/pakistan_ipo/status/1678285754806726657 (2023.7.10)

³² https://twitter.com/pakistan_ipo/status/1678285752155922432 (2023.7.10)

³³ <https://www.gcc-sg.org/ar-sa/MediaCenter/NewsCooperation/News/Pages/news2023-7-9-1.aspx> (2023.7.9)

³⁴ <https://twitter.com/GCCPatentOffice/status/1678714649179480066> (2023.7.11)

・ 模倣医薬品の生産者および密輸業者が狙う市場のトップとしてサウジアラビアが浮上（2023年7月24日）

<https://www.arabnews.com/node/2343486/media>

・ 2023年上半期の「知的財産情報統計報告書」（Statistical Report on Intellectual Property Information）（2023年7月25日）

[https://externalportal-backend-production.saip.gov.sa/sites/default/files/2023-07/IP information semi annual.pdf](https://externalportal-backend-production.saip.gov.sa/sites/default/files/2023-07/IP%20information%20semi%20annual.pdf)

トルコ

・ トルコ大統領府の直轄機関であるデジタル変革局が「自動会話アプリケーションと ChatGPT の事例」（Chatbot Applications and the Exemplification of ChatGPT）と題された報告書を発表（2023年7月21日）

<https://cbddo.gov.tr/SharedFolderServer/Genel/21.Chatbot-Uygulamas%C4%B1-ve-ChatGPT-%C3%96rne%C4%9Fi-De%C4%9Ferlendirme-Raporu.pdf>

クウェート

・ 国際レコード産業連盟（IFPI）とビジネスソフトウェア・アライアンス（BSA）の評価により侵害レベルが最も高い湾岸諸国の一角にクウェートがランクイン（2023年7月6日）

<https://www.khaleejtimes.com/business/industry-worried-over-high-piracy-levels-in-kuwait>

パキスタン

・ 知的財産関連施設に関する協議のためパキスタン知的財産機構がパキスタン国立科学技術大学（NUST）の研究・イノベーション・商業化科を訪問（2023年7月11日）

<https://www.khaleejtimes.com/business/industry-worried-over-high-piracy-levels-in-kuwait>

・ 知的財産権執行調整委員会が2回目の会合を開催し様々な課題について協議（2023年7月24日）

<https://ipo.gov.pk/node/2555>

・ 国際通貨基金（IMF）のパキスタン支援が抱える諸問題と融資面で処理すべき膨大な作業（2023年7月27日）

<https://www.arabnews.com/node/2344991>

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 77

[著者]

United Trademark & Patent Services



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所



2023年8月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、United Trademark & Patent Services が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。